

立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月10日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

文部科学省からの平成31年3月18日付30文科初第1497号「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」の中で、学校教職員のストレスチェックについて「常時使用する教職員が50人未満の規模の学校においては努力義務とされているが、学校の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施されるよう取り組み、メンタル不調の未然防止に努めること。」と示された。これを受け、立川市教育委員会でも市立小・中学校教職員のストレスチェックを実施することとなるため、新たな規程として制定する。

立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施することについて、必要な事項を定め、もって教職員の心の健康の維持増進を図ることを目的とする。

(委託)

第2条 ストレスチェックは、委託して実施することができる。

(事務担当者)

第3条 ストレスチェックの事務の取扱いをする者（以下「事務担当者」という。）は、教育委員会事務局教育部学務課の職員とする。

(対象者)

第4条 ストレスチェックは、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員その他教育委員会が指定する職員（以下「教職員」という。）を対象に実施する。

(実施時期)

第5条 ストレスチェックは、年1回実施する。

(実施項目)

第6条 ストレスチェックの実施項目は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職場における当該教職員の心理的な負担の原因に関すること。
- (2) 当該教職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関すること。
- (3) 職場における他の教職員による当該教職員への支援に関すること。

(周知)

第7条 ストレスチェックの実施に当たっては、教職員に対し、通知等により周知するものとする。

(実施方法)

第8条 ストレスチェックは、紙媒体による調査票を用いて行う。

(結果診断)

第9条 ストレスチェックの診断は、医師の指示により、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）に示される基準に基づいて行う。

2 ストレスチェックの個人結果の通知は、封筒に封入し、紙媒体で配布する。

（面接指導の申出）

第10条 ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要があると判定された者が面接指導を希望するときは、事務担当者に申し出るものとする。ただし、第2条の規定により委託するときは、この限りでない。

（面接指導）

第11条 面接指導を行う医師等（法第66条の10第1項に規定する医師等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 当該教職員の勤務の状況
- (2) 当該教職員の心理的な負担の状況
- (3) 前号に掲げるもののほか、当該教職員の心身の状況

2 面接指導を実施した医師等は、当該指導の結果を記録し、書面により事務担当者に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けたときは、面接指導を実施した医師等からの意見を聴取し、就業上の措置が必要と認めるときは、その内容を所属長に通知するとともに、就業制限等の措置を行うものとする。ただし、当該教職員の同意がない場合は、この限りでない。

（集団分析）

第12条 ストレスチェックの結果の集団ごとの集計及び分析は、医師等の指示による項目について行う。ただし、10人未満の職場については、この限りでない。

2 前項に規定する集団ごとの集計及び分析の結果（以下「分析結果」という。）に基づき、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を行うものとする。

（記録の保存）

第13条 ストレスチェックの結果の記録及び分析結果は、事務担当者が管理し、及び保存する。

2 分析結果のうち、学校ごとの集計及び分析の結果については、当該学校の学校長に提供する。この場合において、当該学校長は、当該学校ごとの集計及び分析の結果につい

て管理し、及び保存する。

3 前2項の規定による保存の期間は、5年とする。

(苦情処理)

第14条 教職員は、ストレスチェックに関する情報の開示等について苦情の申立てを行うときは、事務担当者に申し立てることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 ストレスチェック及び面接指導において把握した教職員の健康情報に基づき、当該教職員の健康の確保に必要な範囲を超えて、不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第16条 事務担当者及び第2条の規定により委託を受けた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。